



清水町市街化調整区域 土地利用方針

令和8年3月
静岡県清水町



【目次】

序章 清水町市街化調整区域土地利用方針について	1
1. 背景と目的	1
2. 方針の位置付け	2
第1章 市街化調整区域の土地利用に係る特性と課題	3
1. 市街化調整区域の現況	3
2. 上位関連計画における位置付け	16
第2章 市街化調整区域における土地利用の基本的な考え方	19
1. 土地利用の基本的な考え方	19
2. 土地利用の方向性	20
3. 土地利用の実現手法	21
第3章 地区計画適用についての基本的な方針	25
Ⅰ 地区計画適用についての基本的な方針	25
1. 基本的な方針について	25
2. 地区計画の適用にあたっての基本的な考え方	26
3. 適用要件	27
4. 適用候補地区	32
Ⅱ 地区計画実現までの流れ	36
1. 地区計画実現までの流れ	36
2. 地区計画に定める内容	37
3. 地区施設の配置及び規模の基本的な考え方	39
4. 地区計画を定める際に求められる事項	43
第4章 地区計画適用エリア外における土地利用：法第34条第11号	44
1. 法第34条第11号とは	44
2. 適用にあたっての基本的な考え方	44
3. 適用要件	45
4. 予定建築物等の要件	47
5. 指定候補区域	51
6. 区域指定の手続き	54
参考資料：地区計画に関わる都市計画法及び都市計画運用指針	55

